

は じ め に



本市では、平成１８年４月に施行された「障害者自立支援法」により、これまでの障害福祉サービスの提供体系の見直しや、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直しなど、障害のある人の自立支援を目的とした障害者施策の総括的な改革が図られたことから、平成１９年３月、「光市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画」を策定し、障害のある人が地域の中で生きがいをもち安心して暮らせる福祉社会の実現を目指し、サービス提供体制の整備をはじめとする障害者施策全般について計画的な推進に取り組んでまいりました。

こうした中、障害者を支える状況は、施設・事業の新体制への移行によるサービス提供体制の充実や、障害者の地域生活への移行を促進できる生活環境・就労環境の整備などが求められています。こうしたことから、現行計画の進捗状況や障害者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害者基本法の基本的理念を尊重しながら、在宅サービスをはじめとした障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備を図るため、このたび新たに「光市障害者福祉基本計画及び第２期障害福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、障害者福祉の基本的な考え方である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の二つの理念を基本として、「個人の尊厳の保持、有する能力に応じた自立した日常生活の支援」や「地域福祉の推進」、「自立と社会参加の支援」を図ることにより、『人と地域で支えあうまちづくり』の実現を目指そうとするものです。

本計画の推進にあたりましては、行政はもとより、市民の皆様の積極的なご参加をいただきながら、協働のもとに取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました光市障害者福祉基本計画等策定懇話会の委員各位をはじめ、市議会並びに関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

平成２１年３月

光市長 市 川 熙